

Client Alert

2021年5月号 (Vol.89)

1. はじめに
2. 知的財産法：プロバイダ責任制限法の一部改正法の成立
3. 競争法／独禁法：欧州委、企業結合審査の対象を拡大するガイダンスを公表
4. エネルギー・インフラ：ベースロード市場・容量市場の見直しに関する第四次中間とりまとめ案の公表
5. 労働法：改正高齢者雇用安定法の施行について
6. 会社法：経団連、会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型の改訂版に関する解説を公表
7. 危機管理：消費者庁「公益通報者保護法に基づく指針（案）等」に関する意見募集の開始
8. 一般民事・債権管理：「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行期日を定める政令」等の閣議決定・公布
9. M&A：経産省、「大企業×スタートアップのM&Aに関する調査報告書」を公表
10. キャピタル・マーケット：「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（案）」の公表
11. 税務：東京高裁、適格現物出資の対象外となる国内資産か否かが争われた事案で、国側の控訴を棄却
12. 中国・アジア（インドネシア）：リスクベースの事業許可実施に関する政令 2021年5号の詳細
13. 新興国①（ロシア）：デジタル資産に関する初の包括的規制の導入
14. 新興国②（メキシコ続報）：労働者のアウトソーシング等規制法の成立
15. 国際訴訟・仲裁：米国連邦最高裁が民間商事仲裁事件に対する連邦裁判所の支援について判断へ

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2021年5月号 (Vol.89) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：プロバイダ責任制限法の一部改正法の成立

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（「プロバイダ責任制限法」）の一部を改正する法律（「改正法」）が、本年4月21日、参院本会議で全会一致により可決・成立しました。

Client Alert

改正法は、プロバイダ責任制限法の制定以来、最大の改正であり、インターネット上の違法・有害情報の流通が増加傾向にある一方、現行の発信者情報開示制度において、発信者を特定するまでに2段階の裁判手続を要し、多くの時間と費用を要する等の課題があったことを背景として、インターネット上の権利侵害について円滑に被害者救済を図るための制度的見直しを行うものとなります。

具体的には、次のとおり、(1)新たな裁判手続の創設、(2)開示請求を行うことができる範囲の見直し等が行われました。

(1) 新たな裁判手続の創設

上記のとおり、現行の手続では、一般的に、発信者を特定するために2段階の裁判手続（①コンテンツプロバイダに対するIPアドレスやタイムスタンプの開示請求、②経由プロバイダに対する氏名、住所等の開示請求）を行うことが必要とされています。

これに対し、改正法では、発信者情報の開示を1つの手続で行うことを可能とする新たな裁判手続（非訟手続）が創設されるとともに、同手続に必要な裁判管轄等の規定も整備されました（8条以下）。

(2) 開示請求を行うことができる範囲の見直し

ユーザIDやパスワード等の必要事項を入力してアカウントを作成し、当該ユーザIDやパスワードを入力することによりログインした状態で様々な投稿を行うことができるサービス（いわゆるログイン型サービス）では、投稿時の通信記録が保存されず、残されている記録がログイン時のものに限られる場合もあります。改正法では、発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるように、開示請求を行うことができる範囲が見直されました（5条1項）。

改正法は、プロバイダ側の発信者情報の開示対応のほか、インターネット上での権利侵害の救済を求める立場からもその手続に大きな影響を与えるものであり、今後の実務の動向も注視する必要があります。

なお、同改正法は、4月28日に公布されており、同日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

Client Alert

3. 競争法／独禁法：欧州委、企業結合審査の対象を拡大するガイダンスを公表

2021年3月26日、欧州委員会（「欧州委」）は、EU加盟国からの審査要請により欧州委が企業結合審査を行う場合についてのガイダンス（「本ガイダンス」）を公表しました。

EUの企業結合規制では、ある企業結合が欧州委の届出基準を満たす場合には、欧州委に対する届出をもって各EU加盟国への個別の届出は不要となり、他方で、欧州委の届出基準を満たさない場合には、当事会社はEU加盟国のうち届出基準を満たす国それぞれにおいて個別に届出を行うこととなります。これに加えて、EU加盟国の競争当局は、企業結合が欧州委の届出基準を満たさない場合であっても、①EU加盟国間をまたぐ取引に影響を及ぼし、かつ②自国の領域内での競争に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、欧州委に当該企業結合を審査するよう要請でき、この制度は「リファール（referrals）」と呼ばれています（欧州連合企業結合規則22条）。

従来、リファールに基づく欧州委による企業結合審査は、あるEU加盟国の届出基準を満たす案件について、その加盟国が欧州委に審査を要請することによって行われ、自国の届出基準を満たさない案件については当該加盟国は審査を要請しないという運用がされてきました。しかし、いわゆる killer acquisition のように企業結合の時点では売上高が小さくても競争上重要な役割を果たしている企業を対象とする企業結合が増加しているところ、従来の運用ではそのような企業結合について企業結合規制が十分に及ばなくなるという懸念から、欧州委は方針転換を行い、本ガイダンスにて、各EU加盟国が自国の届出基準を満たさない企業結合についても欧州委に審査を要請することを認め、かつ推奨することを明らかにしました。

本ガイダンスは、各EU加盟国の届出基準を満たさない企業結合のうち、リファールの対象とすることが適切である届出について「一方当事者の売上高が、その実際又は将来の潜在的競争力を反映していない場合」を挙げており、そのような企業結合は、特にデジタル分野や製薬分野で生じやすいとしています。また、そのような場合の具体例として、企業結合の当事者に以下のような企業が含まれる場合を挙げています。

- (1) 潜在的に高い競争能力を有するものの、いまだ多額の収益を生み出すビジネスモデルを開発・実現できていない又はそのようなビジネスモデルの初期段階であるスタートアップ企業や新興企業
- (2) 重要なイノベーターである、又は潜在的に重要な研究を行っている企業
- (3) 現に重要な競争圧力となっている、又は潜在的にそうなり得る企業
- (4) 競争上重要な資産（例：原材料、インフラ、データ、知的財産権等）へのアクセスを有する企業
- (5) 他の産業にとって重要な材料や部品となる製品やサービスを提供している企業

本ガイダンスによって、欧州委及び各EU加盟国の届出基準のいずれも満たさない企業結合についても欧州委が審査をする場合がある、ということになりました。また、本

Client Alert

ガイドンスでは、一定の場合には企業結合のクロージング後のリファールも可能としている点や、第三者がリファールの対象となるべき企業結合について欧州委やEU加盟国の競争当局にコンタクトできるとしている点も注目されます。

過去、ドイツやオーストリアでは、いわゆる killer acquisition 等の売上高基準を満たさないが競争への影響が大きいと考えられる企業の買収についても審査権限を行使できるようにするために、届出基準に取引価額の基準を加える改正が行われ、また日本でも、2020年12月に「企業結合審査の対応方針」が改正され、届出基準を満たさない企業結合であっても「買収に係る対価の総額が大きく、かつ国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合」には公取委が審査するという方針が明らかにされており、今回の欧州委の企業結合審査の対象の拡大は、こうした各国の競争当局の動きと軌を一にするものといえます。

以上を受け、今後、本ガイドンスがリファールの対象の具体例として明示し上記(1)～(5)の企業を対象とする企業結合を計画する際には、対象会社の売上高が小さく届出基準を満たしていなくても、欧州委が審査を開始する可能性を念頭に、欧州における競争上問題がないことについて説明を準備しておく等の検討があらかじめ必要になったといえます。また、当該企業結合に反対する第三者が欧州委や加盟国に審査を要請できる余地が大きく拡大したともいえます。欧州委がリファールに基づき審査するケースがどの程度登場するか、例示されたデジタルや製薬の分野以外にもそのようなケースが登場するかについて、欧州における今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 竹腰 沙織

☎ 03-6266-8903

✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

アソシエイト 後潟 伸吾

☎ 092-739-8144(福岡)

✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：ベースロード市場・容量市場の見直しに関する第四次中間とりまとめ案の公表

2021年4月26日、電力・ガス基本政策小委員会の制度検討作業部会において、ベースロード市場及び容量市場の見直しにつき、第四次中間とりまとめ案が公表・了承されました¹。本稿では、同案のうち特に注目される項目の概要をご紹介します。

¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/050.html

Client Alert

(1) ベースロード市場

現在の市場開設時期（7月、9月、11月）が、新電力を中心とする買い入札事業者の販売活動等（公共入札や相対契約の交渉等）の時期に合っていないとの声が寄せられていることから、年明けにもオークションを開催することが提案されております。

また、買い入札事業者に課される預託金（買い代金の3%、商品受渡完了まで最長21ヶ月拘束）が応諾行動の足枷となっていると考えられることから、預託金の水準を引き下げる方向で、JEPXにて具体的な検討を進めるとされております。

(2) 容量市場

①供給力の管理・確保、②価格決定手法の抜本的な見直し、③2050年カーボンニュートラルとの整合性の確保を目的として、以下の提案がなされております。

① 供給力の管理・確保

実需給年度の直近まで稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与えるため、H3需要²の2%分をメインオークションの調達量から減少させ、追加オークションで調達することが提案されております。加えて、発動指令電源の調達上限も3%から、上記の追加オークションによる拡充分1%も含めた4%に拡充するとされております。

また、市場支配的事業者については、計画停止又は休廃止の予定の有無にかかわらず、基本的にすべての電源について応札することとされております。

さらに、容量拠出金の一般送配電事業者負担額の見直し（次回オークションではH3需要の6%から7%に引き上げ、2025年度以降は電力・ガス取引等監視委員会において検討）も行うこととされております。

② 価格決定手法の抜本的な見直し

入札価格の妥当性確保のため、現行の事後監視に加え、市場支配的事業者の一定価格以上の入札について事前監視制を導入すること等が提案されております。

また、小売電気事業者の負担抑制を目的とした激変緩和措置について、現行の経過措置と逆数入札を廃止し、代わりに、電源等の経過年数に応じて減額する方法（対象電源は上記経過措置対象と同様）と、入札価格等の入札内容に応じて減額する方法を併せた減額措置をとることが提案されております。

さらに、オークション結果については、事業者名、電源ID、落札容量といった内容が広く公表されることとなります。

③ 2050年カーボンニュートラルとの整合性確保

非効率な石炭火力（設計効率42%未満）について、設備利用率に応じて減額を行うインセンティブ措置を導入することが提案されております。具体的には、2021年度オークション（実需給2025年度）においては、設備利用率³50%超の電源の減額率を20%とし、以後のオークションの減額率については、必要に応じて見直しを検討することとされております。

² ある月における毎日の最大電力（1時間平均）を上位から3日とり平均したもの（最大3日平均電力）をいう。

³ 年間設備利用率[%]は、（メーター値（送電端）[kWh] - メーター値：需給逼迫時の発電量（送電端）[kWh]） / 契約容量[kW] × 8760[h]で計算される。

Client Alert

ベースロード市場・容量市場はいずれも創設されて間もない制度であり、今回の見直しは、オークションが開始されたことで浮き彫りとなった新たな課題に対応するものといえます。本とりまとめ案はパブリックコメント手続に付される予定であり、また、今後も制度設計について引き続き議論がなされていくことから、今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 山路 諒
☎ 03-6213-8126
✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

アソシエイト 捨田利 拓実
☎ 03-5293-4862
✉ takumi.shatari@mhm-global.com

5. 労働法：改正高齢者雇用安定法の施行について

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的として、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（「高年法」）の一部が改正（「本改正」）され、2021年4月1日に施行されました。

改正前の高年法は、事業主が定年を定める場合には、その定年を60歳以上とすることを義務付けた上（高年法8条）、定年を65歳未満に定めている事業主は、65歳までの定年の引上げ、65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入、定年制の廃止、のいずれかの措置を取ることに伴って65歳までの雇用確保を義務付けています（同法9条1項）。

本改正は、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、70歳までの就業機会の確保を努力義務としています。具体的には、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主又は継続雇用制度（70歳以上まで引き続いて雇用する制度を除きます。）を導入している事業主は、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務が規定されています（同法10条の2第1項）。

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む。）
- ③ 定年制の廃止
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

Client Alert

- ・ 事業主が自ら実施する社会貢献事業
- ・ 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

上記④及び⑤は、雇用によらない措置となりますが、当該措置を導入するためには、過半数労働者組合等（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者）の同意を得る必要があります。

本改正により、努力義務ではあるものの、70歳までの就業機会の確保に関する措置を講ずる対応が求められますので、高年法が定めるいずれの措置が自社に適しているかを検討することが必要となります。

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhm-global.com
アソシエイト 澤 和樹
☎ 03-6212-8387
✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

6. 会社法：経団連、会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型の改訂版に関する解説を公表

2021年3月9日、日本経済団体連合会（「経団連」）は、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」の改訂版（「改訂版ひな型」）を公表し、その解説を5回にわたり公表しました。今回の改訂は、会社法及び会社法施行規則等の改正に伴うもので、多岐にわたりますが、下記では、特に解説が公表された項目を中心に実務上関心の高いと思われる項目について紹介します。

1 事業報告（及びその附属明細書）

① 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等について、a.業績連動報酬等の額等の算定の基礎として選定した業績指標の内容、b.業績指標を選定した理由、c.業績連動報酬等の額又は数の算定方法、及びd.業績指標に関する実績等の記載が事業報告事項とされました。（会社法施行規則121条5号の2）。解説によると、a.は、業績連動報酬等として適切なインセンティブを付与するものであるか否かを株主が判断するのに必要な記載が求められますが、必ずしも選定されたすべての業績指標の網羅的な記載までは求められません。また、b.は、業績連動報酬等と業績指標との関連性等を株主が理解することができる程度の記載が求められますが、計算式の記載までは求められません。さらに、c.は、必ずしも数値を記載することを求めるものではなく、有価証券報告書と同様に、実績について記載することも足ります。

Client Alert

② 役員等賠償責任保険契約に関する事項

会社が役員等賠償責任保険契約を締結している場合、①被保険者の範囲及び②契約の内容の概要が、事業報告事項とされました（会社法施行規則 121 条の 2）。解説では、①は、被保険者の氏名までは要しないものの、被保険者となる者の範囲が特定できる必要があります、役員等でない者も記載の対象となる旨が明らかにされました。また、②のうち、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合のその内容（改正施行規則 121 条の 2 の 2 号）について、一定額に至らない損害について填補の対象としないこと等が一例として示されました。

2 株主総会参考書類**① 役員選任議案の記載例について**

役員候補者との間で補償契約や役員等賠償責任保険契約（施行日後に締結されるものに限ります。）を締結している、又は締結の予定がある場合の記載事項（改正規則 74 条 1 項 5 号、6 号、同 4 項 3 号等）について、改訂版ひな型の「記載上の注意」において、「締結」には更新も含まれること等が明記されました。

② 取締役の報酬議案の記載例について

改訂版ひな型の「記載上の注意」において、報酬等の種類にかかわらず、決議内容が相当であることの理由の記載（会社法 361 条 4 項）が求められ、議案可決後に、決定し又は変更することが想定される「報酬等の決定方針」についても説明が必要である旨、明記されました⁴。

各社においては、本年の定時株主総会における事業報告及び株主参考書類の準備に際し、改訂版ひな型に記載されている、記載上の注意や、公表された解説を参考とすることが有効と考えられます。

<参考資料>

経団連：「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）」
（2021 年 3 月 9 日）

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2021/024.html>

経団連：「解説 株式会社の各種書類に関する経団連ひな型改訂」

<http://www.keidanren.or.jp/journal/times/hinagata2021.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

⁴ 但し、監査等委員である取締役の報酬議案の場合、その報酬は、報酬等の決定方針の必須の対象ではないことから、これらの記載は不要とされています。

Client Alert

7. 危機管理：消費者庁「公益通報者保護法に基づく指針（案）等」に関する意見募集の開始

2021年4月21日、消費者庁は、公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会における検討結果に基づき、「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会 報告書」（「本報告書」）を公表し、同月28日、同報告書を踏まえ、「公益通報者保護法に基づく指針（「本指針」）」（案）に関する意見募集を開始しました。また、本指針の公表後、本指針の解説が作成・公表される予定であり、本指針（案）と併せて、本指針の解説に盛り込むべき具体的取組事項についても意見募集がなされております（意見提出の締切日は2021年5月31日とされております。）。

本指針（案）は、2020年6月12日に公布された公益通報者保護法の一部を改正する法律による改正後の公益通報者保護法11条4項に基づき、(1) 公益通報対応業務従事者（同条1項）及び(2) 内部公益通報対応体制の整備等（同条2項）に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものであり、その概要は以下のとおりです。

- (1) 公益通報対応業務従事者に関する指針（本指針（案）第3）
 - ・ 「公益通報対応業務を行う者で、公益通報者を特定させる事項を伝達される者」を公益通報対応業務従事者として定めること
 - ・ 公益通報対応業務従事者を定める際、書面により指定する等、当該従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかになる方法により定めること等
- (2) 内部公益通報対応体制の整備等に関する指針（本指針（案）第4）
 - ① 内部公益通報について部門横断的に対応する体制の整備
 - ・ 内部公益通報受付窓口を設置し、内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定めること
 - ・ 組織の長その他幹部に関係する事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとること
 - ・ 内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施し、是正に必要な措置をとること
 - ・ 公益通報対応業務において、事案に関係する者を公益通報対応業務に関与させない措置をとること等
 - ② 公益通報をする者を保護する体制の整備
 - ・ 公益通報者の不利益な取扱いを防止する体制を整備すること
 - ・ 公益通報者を特定させる事項の必要最低限の範囲を超える共有や通報者の探索を防止する体制を整備すること等
 - ③ 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置
 - ・ 内部公益通報対応体制等について、役職員及び退職者に対して教育・周知し、同体制の仕組み等に関する質問・相談に対応すること等

Client Alert

また、本指針の解説においては、事業者が本指針に沿った対応をとるに当たり参考となる考え方や、想定される具体的取組事項等が示される予定です。具体的には、本指針の構成に沿って、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（以下「民間事業者向けガイドライン」といいます。）に記載の事項及び本報告書において「指針の解説において明らかにすることが適当である」とされている各事項が盛り込まれることが予定されております（なお、現行の「民間事業者向けガイドライン」は本指針の解説に統合される予定です。）。

本指針（案）は、改正後の公益通報者保護法に基づき、事業者が講じるべき措置を規定するものであり、同法への対応を進めるに当たって、確実に理解しておくことが必要です。また、本指針の解説については、今後、作成が予定されておりますが、本報告書において「指針の解説において明らかにすることが適当である」とされている事項も多く、また、本指針の解説においては想定される具体的な取組事項等も示されることが予定されていることから、引き続き、本指針の解説の内容については注視していくことが重要と考えられます。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

パートナー 木山 二郎

☎ 03-6266-8778

✉ jiro.kiyama@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行期日を定める政令」等の閣議決定・公布

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」（令和2年法律60号、「本法律」）は、生活の基盤としての賃貸住宅の重要性が一層増大していることに加え、賃貸住宅の管理をめぐる事業者とオーナー・入居者との間のトラブル、特にサブリース方式での賃貸住宅経営における契約条件の誤認を原因とするトラブルの多発等を背景に、①サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化に係る措置、②賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設を講ずるものとして、第201回国会において成立しました（2020年6月12日成立、同月19日公布）。本法律のうち、上記①に係る部分については先行して令和2年12月から施行されていましたが、今般、上記②に係る部分の施行期日が2021年6月15日とされるとともに、規定を施行するために必要な手続等が定められました（2021年4月16日閣議決定、同月21日公布）。

国土交通省は賃貸住宅管理業につき、2011年度から大臣の告示に基づく任意の登録制度を実施していましたが、管理業者への各種の義務付けが登録を選択した事業者のみに限られること、不適切な行為があったときに業務停止等の有効な行政処分を行うこと

Client Alert

ができず、規制の実効性の担保が十分でないこと等の課題がありました。そこで、本法律は上記②に関するものとして、宅建業とは異なる「賃貸住宅管理業」を定義づけるとともに（2条2項）、賃貸住宅管理業者の登録制度を創設し、賃貸住宅管理業を営む者（管理戸数が一定規模未満の者を除きます。）について国土交通大臣の登録・5年ごとの更新を義務付けているほか（3条）、賃貸住宅管理に関する専門的知識・経験等を有する業務管理者の配置（12条）、管理受託契約締結前の重要事項の説明（13条）、財産の分別管理（16条）、オーナーへの定期報告（20条）等を義務付けるとともに、違反者は登録停止等の監督処分、罰則の対象とすることとしています（23条、41条以下）。

本法律に基づき、賃貸住宅の管理業務が適正に遂行されることが望まれます。

カウンセル 梅本 麻衣
☎ 03-6266-8753
✉ mai.umemoto@mhm-global.com
アソシエイト 位田 陽平
☎ 03-5223-7756
✉ yohei.inden@mhm-global.com

9. M&A：経産省、「大企業×スタートアップのM&Aに関する調査報告書」を公表

経済産業省は、2021年3月26日、「大企業×スタートアップのM&Aに関する調査報告書」を公表しました。本調査報告書は、日本の大企業では、その成長戦略の中でM&Aが積極的に活用されていないとの現状を踏まえて、オープンイノベーションの一つの手段としての「大企業等の事業会社とスタートアップのM&A（特に、M&A後もスタートアップが存続するような買収取引）」に着目し、その促進を目的としたものです。

本調査報告書では、日本におけるスタートアップを対象としたM&Aの主な阻害要因のうち、①バリュエーションにつきスタートアップ・買収企業間で合意に至らないことと、②買収企業が、M&Aにより発生するのれんの減損リスク等に対し、自身の投資家からネガティブな評価を受けるのを懸念することの2点に焦点を当て、対策案を検討しています。まず、①のバリュエーションに対する目線の相違を解消する手段として、スタートアップの非財務情報（経営チーム、データ、テクノロジー等の事業計画の蓋然性の根拠情報）やシナジー効果に関する情報を両者が適切に把握して認識をすり合わせた上で、アーンアウト条項（条件付取得対価）や株式対価M&Aの利用を検討することが提案されています。また、②ののれんの減損等への懸念については、買収企業が、投資戦略策定時・M&A実行時・M&A後のモニタリングの各フェーズで、投資家に対するIR（情報開示）を積極的に行うという対策案が示され、M&A投資戦略に関するIR事例が複数紹介されています。

革新的な技術やアイデアを有するスタートアップを対象とする大企業によるM&Aは、日本においてはまだ活発とはいえませんが、スタートアップと大企業の双方の成長に資する有用な手段であるため、今後の促進が期待されます。

Client Alert

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 芝村 佳奈

☎ 03-5220-1883

✉ kana.shibamura@mhm-global.com

10. キャピタル・マーケット：「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（案）」の公表

金融庁、経済産業省、環境省は、2021年4月5日、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（案）」（「本指針案」）を公表しました。一般にトランジション・ファイナンスとは、気候変動への対策を検討している企業が、脱炭素社会の実現に向けて長期的な戦略に則った温室効果ガス削減の取組みを行っている場合に、その取組みを支援することを目的とした金融手法をいいます。本指針案は、我が国の2050年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現への貢献を目的として、企業による脱炭素化・低炭素化への移行（トランジション）に向けた資金調達の高まる中で、我が国においていかなる金融商品が「トランジション・ファイナンス」とラベリングされるかについての基本方針を示し、その実施の促進を図るものです。

本指針案においては、(1)ICMA（国際資本市場協会）が開示を推奨するトランジションの4要素（①資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス、②ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ、③科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略（目標と経路を含む）、④実施の透明性）を満たし、かつ、(2)金融商品の発行プロセス等についてはグリーンボンド原則等の既存の原則やガイドラインに従ったものが「トランジション・ファイナンス」に当たるとし、また、上記4要素への具体的対応方法につき、要素ごとに1)資金調達者に期待される事項、2)開示が推奨される事項、3)第三者レビューが推奨される事項に分けて示しています。

本指針案については既にパブリックコメント期間が終了しており、意見を反映した確定版が5月初旬に公表される予定です。基本指針には法的拘束力はありませんが、今後は、基本指針を踏まえたファイナンスの事例が蓄積されることにより、企業のトランジション戦略等に係る情報開示の促進が期待されます。

パートナー 田井中 克之

☎ 03-6266-8596

✉ katsuyuki.tainaka@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ risa.morita@mhm-global.com

Client Alert

11. 税務：東京高裁、適格現物出資の対象外となる国内資産か否かが争われた事案で、国側の控訴を棄却

東京高裁は、2021年4月14日、日本の製薬会社が英国子会社に対して行った、ケイマンのパートナーシップ持分の現物出資に関し、当該持分が適格現物出資の対象外となる国内資産に該当するか否かが争われた事案で、当該持分は国内資産に該当せず、当該現物出資は適格現物出資に該当するとして、原処分庁の処分を取り消した一審判決に対する国側の控訴を棄却し、納税者勝訴の判決を下しました（一審判決については、当事務所の [TAX LAW NEWSLETTER 2020年9月号 \(Vol.42\)](#) 参照。）。

法人が、他の法人に対して行った現物出資が「適格現物出資」に該当する場合、移転資産（及び負債）は、帳簿価格による譲渡したものとして計算され、課税が繰り延べられます（法人税法62条の4第1項）。もっとも、当該現物出資が外国法人に対するものである場合、「国内にある事業所に属する資産又は負債」等を出資の対象とするものは、適格現物出資から除外されています（法人税法2条12号の14柱書、法人税法施行令4条の3第9項）。

本判決は、本件のパートナーシップ持分は、パートナーが契約上の地位に基づいて保有する事業用財産の共有持分をその実質とするものであって、当該パートナーシップ持分が移転する場合には、パートナーとしての契約上の地位とともにこれにより保有されるパートナーシップの事業用財産全体についての共有持分が移転するということができ、法人税の課税の場面においてとらえられる現物出資の対象資産も、パートナーシップの事業用財産の共有持分とLPとしての契約上の地位とが不可分に結合されたものというべきと判示しました。その上で、当該持分について経常的な管理が行われていた事業所は、パートナーシップの事業用財産の管理が行われていた事業所であると解するのが相当であり、本件では、米国その他日本以外の地域に有する事業所において経常的な管理が行われていたと認定し、本件のパートナーシップ持分は、国内資産に該当しないと結論付けました。

なお、現時点で国による上告及び上告受理申立ては確認されていないようです。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 緒方 航

☎ 03-5220-1838

✉ ko.ogata@mhm-global.com

Client Alert

12. 中国・アジア（インドネシア）：リスクベースの事業許可実施に関する政令 2021 年 5 号の詳細

[本レター87号](#)で紹介した、雇用創出法の施行規則となるリスクベースの事業許可に関する政令 2021 年 5 号（「本政令」）は、リスクベース・アプローチに基づく事業許可手続（対象事業のリスクを 4 段階に分け、各リスクレベルに応じた事業許可取得手続を認めるもの）の詳細を定めるものです。

具体的には、本政令別紙 I において、①事業分野（インドネシア標準産業分類（「KBLI」）番号ごとのリスクレベル、②それを前提とした事業開始までに必要な手続（書類）、③事業許可取得までの所要日数、④事業許可の有効期限に加え、各事業を行うに当たり必要となる従たる許認可の概要が記載されています。また、本政令別紙 II においては、事業分野ごとのリスクレベルに応じた事業許可・従たる許可の取得の条件及び事業許可を継続して保有するために果たすべき義務が記載されています。

また、本政令では事業分野ごとのリスクレベルの詳細のみならず、外資企業の最低投資総額要件（KBLI 番号の 5 桁の番号ごと、プロジェクトの場所ごとに、100 億ルピアの投資が必要）の充足方法に関する例外が規定されています。従前、投資調整庁規則 2020 年 1 号において、卸売業、飲食サービス業、建設業についての例外が定められていたところ、本政令において上記 3 事業の例外要件が変更され（例えば、卸売業については、従来は上 2 桁が共通する KBLI 番号ごとに最低投資総額要件を満たす必要があるとされていたところ、本政令においては、上 4 桁が共通する KBLI 番号ごとに最低投資総額要件を満たす必要があるとされています。）、従来より規制が厳しくなったように見受けられる一方、製造業については新たに例外が設けられ、従来より規制が緩和されたように見受けられます。

本政令の別紙は事業分野ごとに必要となる許認可等を詳細に記載しているものの、関連する許認可等を網羅しているとは限らないため、新規事業を検討するに当たっては、本政令だけでなく、個別セクターごとの法令を併せて確認する必要があるように思われます。本政令の詳細については、[MHM Asian Legal Insights 第 124 号（2021 年 4 月号）](#)をご参照ください。

パートナー 竹内 哲

☎ +65-6593-9755（シンガポール）

✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

アソシエイト 花村 大祐

☎ +65-6593-9466（シンガポール）

✉ daisuke.hanamura@mhm-global.com

Client Alert

13. 新興国①（ロシア）：デジタル資産に関する初の包括的規制の導入

2020年7月31日にロシア連邦法259-FZ号「デジタル金融資産及びデジタル通貨並びにその他の連邦法改正に関する連邦法」（「本法」）が成立し、その大部分が2021年1月1日より施行されました。本法は、「デジタル金融資産」（DFA）と「デジタル通貨」の発行、記録及び流通に関する包括的な規制を初めて導入するものです。

本法において、DFAとは、金銭債権、一定の有価証券に関する権利を行使する権限、非公開の株式会社（joint stock company）の株式に関する権利又は本法に基づくDFAの発行決定時に特定される一定の有価証券の譲渡を請求する権利のいずれかを証するデジタル上の権利であって、ブロックチェーンその他の情報システムによってのみ発行、記録及び流通が行われるものをいうものとされています。

また、デジタル通貨とは、複合電子データであって、①情報システム内に記録され、②通貨以外の支払又は投資の手段となり得、かつ、③当該デジタル通貨の発行手続の適法性に係る義務を有する情報システムの運営者を除き、当該データの所有者に対して義務を負う者がいないものと定義されています。

本法は、上記②をデジタル通貨の要素とする一方、ロシア法人、外国法人のロシアにおける支店等及び税法上のロシア国内居住者が、デジタル通貨を商品又は役務提供の対価として受領することを禁じています。また、保有するデジタル通貨及びデジタル通貨を用いた取引に係る税務当局への申告義務が未履行である場合には、当該デジタル通貨又は取引に係る請求は執行可能性を有しないものとされています。

本法には、具体的な適用関係及び規制対象並びに民法等の既存の法体系との整合性について、現時点では必ずしも明らかでない部分が多く、税法を含む関連法令の改正に係る審議・検討も途上であることから、今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 土屋 智弘

☎ 03-5223-7740

✉ tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com

カウンセラー 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919

✉ aki.tanaka@mhm-global.com

アソシエイト 湯浅 哲

☎ 03-6266-8554

✉ tetsu.yuasa@mhm-global.com

アソシエイト 小林 花梨

☎ 03-5293-4857

✉ karin.kobayashi@mhm-global.com

アソシエイト 紫垣 遼介

☎ 03-5293-4861

✉ ryosuke.shigaki@mhm-global.com

アソシエイト 滝口 浩平

☎ 03-5293-4869

✉ kohei.takiguchi@mhm-global.com

アソシエイト 重富 賢人

☎ 03-5293-4917

✉ kento.shigetomi@mhm-global.com

Client Alert

14. 新興国②（メキシコ続報）：労働者のアウトソーシング等規制法の成立

メキシコでは、2021年4月20日、労働者のアウトソーシング等の規制を内容とする、連邦労働法を含む複数の法律を改正する法令が議会上院により承認され、同月23日に公布され、一部規定を除きその翌日より施行されています（「本法令」）。本法令は、下記で述べるように、メキシコ国内で事業活動を行う日本企業に多大な影響を与え得るものであり、各企業は本法令への対応を速やかに行う必要があります。

[Client Alert 2020年12月号 \(Vol.84\)](#) でもお伝えしたように、本法令の中核となる連邦労働法の改正では、原則として、個人又は法人が自己の労働者を他の個人又は法人の利益のために提供し又は利用可能な状態にする行為が「アウトソーシング (*la subcontratación de personal*)」として禁止されています。もっとも、専門的なサービスの提供又は専門的な業務の遂行（「専門的サービス等の提供」）は、専門的サービス等の提供を受ける企業の企業目的や主な経済活動の一部を形成しない場合であって、労働・社会保障省への登録がある場合に限り、例外的に許容され、かかる登録は3年ごとの更新が必要となっています。専門的サービス等の提供に係る例外的許容は、同一企業グループ内の企業間でのサービス等の提供にも適用されます。

連邦労働法の違反となる「アウトソーシング」を行った場合や法定の要件を満たさず専門的サービス等の提供を行った場合、罰金が科される場合があると共に、かかるサービス等に関して契約を締結した個人又は法人が労働者に対して使用者としての責任を果たさない場合、サービス等の提供者及び受領者が連帯して責任を負う場合があるとされています。本法令への対応のためには一定の期間を要しますが、本法令では移行期間として、専門的サービス等の提供に係る登録は、登録に係る詳細なルール（新法令の施行日から30日以内に発効されることとされています。）が発効されてから90日間の間に行えば良いこととされています。また、本法令の施行日から90日間は、派遣会社から派遣を受け入れる会社への従業員の承継について、従業員の同意を得ずに承継を行うことが可能である連邦労働法上の employment substitution のスキームを、資産の承継を伴うことなく実行することができることとされています（原則として、employment substitution を実行するためには従業員と併せて関連する資産の譲渡が必要とされています）。

本法令は、アウトソーシングを禁止する一方で、企業側への配慮として、従業員に対する利益分配（PTU）に関する制度の変更も行っています。連邦労働法上、企業は従業員に対して毎年の課税所得の10%を分配する必要がありますが、かかる利益分配について新たに上限額が設けられています。具体的には、各従業員について、①給与の3ヶ月分又は②過去3年間に分配を受けた額の平均値のいずれか高い方が上限となるものとされています。

上記は本法令の一部にすぎず、他にも税や社会保障に関する法律の改正が含まれています。本法令はメキシコ国内の企業活動に多大な影響を及ぼすものと考えられ、特に同一企業グループ内に人材派遣会社を設立して、当該人材派遣会社から人材派遣を受ける

Client Alert

ような仕組みを採用している企業等には大きな影響が出るものと考えられます。本法令は一部規定を除き公布後から効力を有しますので、メキシコで活動を行う日本企業としては、本法令への対応を至急検討する必要があります。

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

パートナー 今仲 翔
☎ 03-6266-8907
✉ sho.imanaka@mhm-global.com

アソシエイト 徐 由
☎ 03-5293-4867
✉ yu.soh@mhm-global.com

15. 国際訴訟・仲裁：米国連邦最高裁が民間商事仲裁事件に対する連邦裁判所の支援について判断へ

米国連邦最高裁判所は、2021年3月22日、合衆国法典28編1782条（「§ 1782」）について、民間の商事仲裁事件に対する支援として米国の連邦地方裁判所が証拠収集の支援をすることができるかが問題となった事件（*Servotronics Inc. v. Rolls-Royce PLC*, No. 20-974）について、審理をすることを決定しました。

米国連邦最高裁判所が審理することとなった事件では、英国仲裁人協会（the Chartered Institute of Arbitrations）の規則に基づき開始された民間企業同士の製品の欠陥に関する仲裁事件が元々の係争事件としてあります。この英国での仲裁事件の一方当事者が、米国の連邦地方裁判所に対し、仲裁事件で使用するための文書を関係者に提出させる召喚状の発行を求める申請を行いました。この事件では連邦地方裁判所は一度は申請を認めましたが、相手方当事者の申立てを受けて召喚状を却下し、その後、控訴審裁判所もその判断を維持しました。これに対して、申請を却下された当事者が連邦最高裁判所に審理を求めたものです。

§ 1782 は、連邦地方裁判所が「foreign or international tribunal」で使用するために文書提出や証言提供の支援をすることができることを定めており、この「foreign or international tribunal」に民間の商事仲裁の仲裁機関が含まれるかが主な問題となっています。

米国連邦最高裁判所の判断は2021年秋以降になることが見込まれますが、民間の商事仲裁事件について、米国内に証拠が存在する場合に、連邦地方裁判所の支援という強力なツールが利用できるか否かは、国際仲裁の実務に大きな影響を与えるところで、注視が必要です。

パートナー 横田 真一郎
☎ 03-6212-8365
✉ shinichiro.yokota@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『3rd EU-Japan EPA Forum』
開催日時 2021年5月10日(月)～2021年5月12日(水)
講師 羽深 宏樹
主催 Nordstrom International Ltd.

- セミナー 『データセンターに対する不動産投資実務～DD・契約実務を中心に解説～』
開催日時 2021年5月12日(水) 13:30～16:30
講師 蓮本 哲
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『第4530回金融ファクシミリ新聞社セミナー「PPP/PFIの最新動向と契約実務の論点」』
開催日時 2021年5月14日(金) 9:30～11:30
講師 岡谷 茂樹
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー 『第4535回 事業会社とスタートアップとのオープンイノベーションに係る基礎と実践 —投資契約から協業、M&Aまで—』
開催日時 2021年5月18日(火) 13:30～16:30
講師 飯島 隆博
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー 『第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～最新の改正情報と近時の解釈動向を踏まえて～』
開催日時 2021年5月20日(木) 13:30～16:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『ニューノーマル時代における保険会社・代理店の法的留意点』
開催日時 2021年5月21日(金) 9:30～12:30
講師 小川 友規
主催 株式会社セミナーインフォ

Client Alert

- セミナー 『第 4547 回金融ファクシミリ新聞社セミナー 「コロナ禍を踏まえた企業再生の基礎と実務～事業分野別のポイント解説～」』

開催日時 2021 年 5 月 25 日（火）9:30～11:30

講師 木山 二郎、石田 渉

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『第 4552 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「コンセッション事業のリスク分担に関する実務上のポイント」』

開催日時 2021 年 5 月 27 日（木）13:30～16:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『国際通商法の基礎と実務の最新動向 ～通商法の基本原則からバイデン政権の対中政策・ミャンマー制裁まで～』

開催日時 2021 年 6 月 4 日（金）13:30～16:30

講師 宮岡 邦生

主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『バーチャル株主総会の実務〔第 2 版〕』（2021 年 3 月刊）



出版社 株式会社商事法務
 著者 澤口 実、近澤 諒（編著）、村田 昇洋、本井 豊（共著）

- 本 『香港 国家安全維持法のインパクト 一国二制度における自由・民主主義・経済活動はどう変わるか』（2021 年 3 月刊）



出版社 株式会社 日本評論社
 著者 宇賀神 崇（編著）

Client Alert

- 本 『インド不動産法制——理論と実践：不動産に関連する法制度一般から合併・M&A等のプロジェクトまで』（2021年4月刊）



出版社 株式会社商事法務
著者 小山 洋平、川村 隆太郎、佐伯 優仁、臼井 慶宜、内田 義隆

- 論文 「ESG と開示」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2257
著者 宮田 俊
- 論文 「ESG と M&A」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2258
著者 今仲 翔
- 論文 「投資家イニシアティブとはー「機関投資家に聞く」第二期を契機としてー」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2258
著者 澤口 実、松下 憲、桑原 周太郎、保坂 泰貴
- 論文 「非上場会社における二段階買収に係る「公正な価格」の検討ー日本生命と三井生命の経営統合をめぐる株式売買価格決定事件を題材にー」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2259
著者 関口 健一、渡辺 邦広、朽網 友章
- 論文 「アクティビスト株主派遣取締役の最新実務ー米国の実務と日本法の下での法的考察ー」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2259
著者 福田 剛
- 論文 「米国 SPAC の実務と日本版 SPAC に向けた課題」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2261
著者 鈴木 克昌、熊谷 真和、二村 佑、五島 隆文

Client Alert

- 論文 「中国最新法律事情（250）「外国の法律及び措置の不当な域外適用の阻止に関する規則」について」
掲載誌 国際商事法務 Vol.49 No.3
著者 宇賀神 崇、沈 暘
- 論文 「中国最新法律事情（251）中国の「プラットフォーム経済分野における独占禁止に関する指針」について」
掲載誌 国際商事法務 Vol.49 No.4
著者 鈴木 幹太、呉 馳、塩崎 耕平
- 論文 「不正・不祥事案の再発防止策の類型化と分析 第9回 取引関係・取引先の管理」
掲載誌 資料版商事法務 No.444
著者 新井 朗司、湯浅 哲
- 論文 「機関投資家の議決権行使方針及び結果の分析<上>——2021年版——」
掲載誌 資料版商事法務 No.444
著者 澤口 実、藏田 彩香、長尾 勇志、伊奈 拓哉、城戸 賢仁（共著）
- 論文 「国際契約法務の要点——FIDICを題材として 第1～2回 序章（1）～（2）」
掲載誌 商事法務ポータル SH3526、3538
著者 関戸 麦、高橋 茜莉
- 論文 「国際契約法務の要点——FIDICを題材として 第3～5回 第1章・幹となる権利義務（1）——工事等の内容その1～3」
掲載誌 商事法務ポータル SH3548、3560、3568
著者 関戸 麦、高橋 茜莉（共著）
- 論文 「契約書の重要性と、限界と、対処法」
掲載誌 NBL No.1190
著者 関戸 麦、高橋 茜莉
- 論文 「改正薬機法（2021年8月1日施行）を踏まえた実務対応（2・完）」
掲載誌 NBL No.1191
著者 堀尾 貴将、徳田 安崇（共著）

Client Alert

- 論文 「裁判と仲裁——国際商取引について、裁判と仲裁はどちらが有利なのか」
掲載誌 NBL No.1192
著者 関戸 麦
- 論文 「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務 〈第3回〉 行為規制と態勢整備 ①誠実公正義務・情報提供義務」
掲載誌 金融法務事情 No.2159
著者 小田 大輔、渡辺 真菜（共著）
- 論文 「ケーススタディで考える不正競争防止法リスク（下）—品質・データ偽造」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.21 No.5
著者 御代田 有恒
- 論文 「M&Aのデューデリジェンスにおける人権の視点」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.21 No.5
著者 梅津 英明
- 論文 「改正産業競争力強化法の概要と実務への影響—ベンチャー支援、事業再生円滑化、規制のサンドボックス恒久化を中心に」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.21 No.6
著者 増島 雅和、片桐 大、佐野 剛史、日高 稔基、本嶋 孔太郎（共著）
- 論文 「新・改正会社法セミナー 令和元年・平成26年改正の検討 監査等委員会設置会社（1）」
掲載誌 ジュリスト No.1556
著者 澤口 実
- 論文 「知財判例速報 現代アート作品の著作権侵害（金魚電話ボックス事件控訴審）大阪高判令和3年1月14日」
掲載誌 ジュリスト No.1556
著者 田中 浩之
- 論文 「〈企業法務〉「ビジネスと人権」を巡る最新動向—日本の国別行動計画や諸外国の立法の動きを中心に—」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.33 No.4
著者 梅津 英明、田中 亜樹

Client Alert

- 論文 「改正対応！「実務に役立つ」「対話で学ぶ」個人情報保護法の基礎 第11回 仮名加工情報について」
掲載誌 会社法務 A2Z 2021年4月号
著者 田中 浩之、北山 昇、松本 亮孝
- 論文 「「コンバーティブル・エクイティ」をはじめとしたいわゆる「コンバーティブル投資手段」の概要および実務 Q&A」
掲載誌 BUSINESS LAWYERS
著者 飯島 隆博
- 論文 「特殊な業界における事業承継（第10回） 酒造業界における事業承継」
掲載誌 税経通信 Vol.76 No.5
著者 小山 浩、山川 佳子、間所 光洋
- 論文 「組織再編を促す起爆剤となる可能性」
掲載誌 月刊金融ジャーナル Vol.62 No.3
著者 野村 修也
- 論文 「2020年改正からさらに改正される個人情報保護法の改正案とは」
掲載誌 日経 Robotics 2021年5月号
著者 薦 大輔
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2021 - The Impact of COVID-19 on Employment in Japan」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2021
著者 安倍 嘉一、金丸 祐子
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2021 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2021
著者 大野 志保、金丸 祐子

Client Alert

- 論文 「The Private Equity Review 10th Edition - Japan Chapter (Fundraising)」
掲載誌 The Private Equity Review 10th Edition
著者 石田 幹人

- 論文 「The Legal 500 Country Comparative Guides: Mergers & Acquisitions - Myanmar Chapter」
掲載誌 The Legal 500 Country Comparative Guides: Mergers & Acquisitions
著者 眞鍋 佳奈、ウィン・ナイン、ジュリアン・バレンジー、ニルマラン・アミルタネサン

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Enforcement of Foreign Judgments 2021 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Enforcement of Foreign Judgments 2021
著者 金丸 祐子、辰野 嘉則

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2021 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Lending & Secured Finance Laws and Regulations 2021
著者 末廣 裕亮

- 論文 「Global Legal Insights - International Arbitration 2021 - Japan Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights - International Arbitration 2021
著者 金丸 祐子、辰野 嘉則

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2021 - Myanmar Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2021
著者 眞鍋 佳奈、ウィン・ナイン、ジュリアン・バレンジー、ニルマラン・アミルタネサン

Client Alert

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2021 – Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2021
著者 棚橋 元、紀平 貴之、関口 健一、松下 憲

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました
Best Lawyers®による、The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan に当事務所の弁護士 120 名が選ばれました。

下記 4 名の弁護士が「Lawyers of the Year」に選ばれました。

柴田 勝之 - Criminal Defense

関戸 麦 - Product Liability Litigation

横山 経通 - Media and Entertainment Law

竹野 康造 - Investment and Investment Funds

・ Antitrust / Competition Law

伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人、高宮 雄介

・ Arbitration and Mediation

上村 哲史、辰野 嘉則

・ Asset Finance Law

佐伯 優仁、村上 祐亮、中島 悠助

・ Banking and Finance Law

佐藤 正謙、松井 秀樹、丸茂 彰、小澤 絵里子、小林 卓泰、末岡 晶子
青山 大樹、江平 享、末廣 裕亮

・ Capital Markets Law

安部 健介、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、江平 享、熊谷 真和
根本 敏光、田井中 克之、宮田 俊

・ Corporate and Mergers and Acquisitions Law

米 正剛、河井 聡、藤田 浩、松井 秀樹、藤原 総一郎、棚橋 元、石本 茂彦
土屋 智弘、岡崎 誠一、高谷 知佐子、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土
鈴木 克昌、小松 岳志、戸嶋 浩二、浦岡 洋、紀平 貴之、篠原 倫太郎
小島 義博、秋本 誠司、江平 享、内田 修平、林 宏和、塩田 尚也
関口 健一、代 宗剛、松下 憲、藤田 知也、松井 裕介、近澤 諒、二見 英知

・ Corporate Governance & Compliance Practice

松井 秀樹、澤口 実、石井 裕介、内田 修平、奥山 健志、梅津 英明
大野 志保、渡辺 邦広、山内 洋嗣、河島 勇太

Client Alert

- Criminal Defense
池田 綾子、奥田 洋一、柴田 勝之
- Derivatives
佐藤 正謙、小澤 絵里子
- Energy Law
小林 卓泰、四元 弘子
- Financial Institution Regulatory Law
松井 秀樹、小田 大輔、江平 享、堀 天子、石川 貴教
- Fintech Practice
竹野 康造、増島 雅和、堀 天子、増田 雅史、古市 啓
- Information Technology Law
齋藤 浩貴、丸茂 彰、飯田 耕一郎、増田 雅史
- Insolvency and Reorganization Law
藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太、稲生 隆浩
- Insurance Law
増島 雅和、吉田 和央
- Intellectual Property Law
飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、小野寺 良文
上村 哲史、岡田 淳
- International Arbitration
横田 真一郎
- International Business Transactions
土屋 智弘、江口 拓哉、松村 祐土、武川 丈士、小松 岳志、小島 義博
- Investment and Investment Funds
竹野 康造、三浦 健、下瀬 伸彦、尾本 太郎、大西 信治
- Labor and Employment Law
高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一
- Litigation
山岸 良太、奥田 洋一、市川 直介、金丸 和弘、松井 秀樹、藤原 総一郎
宮谷 隆、柴田 勝之、荒井 正児、信國 篤慶、眞鍋 佳奈、大室 幸子
金丸 祐子
- Media and Entertainment Law
齋藤 浩貴、山元 裕子、横山 経通、上村 哲史、佐々木 奏
- Privacy and Data Security Law
北山 昇
- Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law
竹野 康造、三浦 健、藤原 総一郎、棚橋 元、石綿 学
田中 光江、久保田 修平

Client Alert

- ・ Product Liability Litigation
関戸 麦
- ・ Project Finance and Development Practice
小林 卓泰、岡谷 茂樹
- ・ Real Estate Law
佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、武川 丈士、石川 直樹
青山 大樹、埴 晋、佐伯 優仁
- ・ Structured Finance Law
佐藤 正謙、諏訪 昇、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈士
青山 大樹、蓮本 哲
- ・ Tax Law
大石 篤史、酒井 真、小山 浩、栗原 宏幸
- ・ Technology Law
田中 浩之
- ・ Telecommunications Law
山元 裕子、丸茂 彰、飯田 耕一郎、林 浩美、小山 洋平
- ・ Trade Law
江口 拓哉

➤ 2020 年度リフィニティブ「DEALWATCH AWARDS」の受賞案件に関与しました
2020 年度のリフィニティブ「DEALWATCH AWARDS」が発表され、当事務所が
関与した以下の 5 件がそれぞれ受賞いたしました。

- ・当事務所は、Issuer of the Year を受賞したアサヒグループホールディングス株式会社によるグローバルオフリング案件並びにユーロ建普通社債、円建普通社債及び円建劣後社債発行案件に、発行会社カウンセルとして関与しました。
- ・当事務所は、Bond Issuer of the Year を受賞した NTT ファイナンス株式会社によるドル建及びユーロ建普通社債発行案件に、発行会社カウンセルとして関与しました。
- ・当事務所が発行会社カウンセルとして関与した、日産自動車株式会社によるドル建及びユーロ建普通社債発行案件が、Offshore Bond of the Year を受賞しました。
- ・当事務所が発行会社カウンセルとして関与した、インドネシア共和国によるサムライ債発行案件が、Cross-border Yen Bond of the Year を受賞しました。
- ・当事務所が発行会社及び売出人カウンセルとして関与した、ソフトバンク株式会社によるグローバルオフリング案件が、Equity Deal of the Year を受賞いたしました。

Client Alert

➤ 関戸 麦 弁護士が「ASIA SUPER 50 DISPUTES LAWYERS」に選出されました
トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) 2021 年 4 月号にて、関戸 麦 弁護士が「ASIA SUPER 50 DISPUTES LAWYERS」に選出されました。

➤ ダニエル・アレン 弁護士がパートナーに就任しました
4 月 1 日付にて、ダニエル・アレン 弁護士がパートナーに就任いたしました。
今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ 鄭 鈺璇 弁護士が入所しました

(鄭 鈺璇 弁護士からのご挨拶)

浅春の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました、台湾弁護士の鄭 鈺璇と申します。

私は 2013 年の台湾弁護士登録後、太陽光発電会社にて、企業法務全般に従事し、国際取引にも数多く携わってきました。また 2015 年～2016 年の間、カルフォルニア大学バークレー校にてアメリカ法(知的財産法を中心に)の勉強をしていました。2017 年以降、PwC Legal Taiwan にて上場申請などの商法と個人情報保護法に関するコンサルティングサービスを提供して参りました。その後、知的財産法の分野を専門とするブティック法律事務所に移転して、特許、商標の出願と訴訟及び著作権の訴訟などの知的財産関連業務を進めてきました。これらの実績をまとめて説明しますと、例えば、16 カ国の特許庁に特許出願の経験がございます。さらに、台湾ではほぼ毎週知的財産権侵害への法的措置を行っておりまして、証拠収集からはじまり、侵害鑑定ないし告訴、出廷など豊富な経験を積んできました。これに加え、日本大手ゲーム企業の訴訟代理人として商標・著作権侵害の取り締まりに動き出したところ、すべての訴訟において依頼者側が勝訴という実績を残しました。

昨年、来日し日本の知的財産法の勉強を始めました。1 年間の集中講義を通じ、日本法に対する理解を深めることができたほか、日本語でクライアントに対応できるようになりとても充実した一年でした。

森・濱田松本法律事務所においても、これまでの実務経験と語学力を活かしつつ、さらに専門性を高めることで、クライアントの皆様のお役に立てるよう最善を尽くす所存です。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

Client Alert

➤ **今泉 憲人 弁護士が入所しました**

(今泉 憲人 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び存じ上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所の一員として参画させていただくことになりました、今泉 憲人と申します。

2013年12月に検察官に任官し、東京地方検察庁、さいたま地方検察庁川越支部、大阪地方検察庁、横浜地方検察庁川崎支部等での勤務を経て、2021年3月に退官いたしました。この約7年3か月間の検事としての経歴の中で、一般刑事事件の捜査公判のほか、特別捜査部及び特別刑事部における企業による財政経済事犯等の独自捜査にも従事してまいりました。また、2019年から約1年間、法務省検事在外研究員として、フランス国立司法学院に派遣され、同国の司法制度等の研究にも従事いたしました。

森・濱田松本法律事務所におきましても、これまでの経験を活かすとともに、より専門性を深め、ご依頼をいただく皆様のお役に立てるよう、最善を尽くす所存です。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

➤ **木村 洋一 弁護士が入所しました**

木村 洋一 弁護士が当事務所に入所いたしました。同弁護士は、判事補の経験を持ち、2004年6月に成立した「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づいて、当事務所に参加することとなりました。この制度の詳細な情報は、日弁連のウェブサイトをご覧ください。

➤ **小島 舞子 弁護士が入所しました**

小島 舞子 弁護士が当事務所に入所いたしました。同弁護士は、検事の経験を持ち、2004年6月に成立した「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づいて、当事務所に参加することとなりました。この制度の詳細な情報は、日弁連のウェブサイトをご覧ください。

➤ **内田 貴 弁護士が公益財団法人日弁連法務研究財団 理事長に就任しました**

➤ **辰野 嘉則 弁護士が東京大学法学部 非常勤講師に就任しました**

➤ **堀尾 貴将 弁護士が富山県薬事審議会専門部会 (医薬品製造・品質管理専門部会) 専門委員に就任しました**

➤ **堀尾 貴将 弁護士が一般社団法人日本医療機器産業連合会アドバイザーに就任しました**

Client Alert

- 堀尾 貴将 弁護士が富山県 GMP 査察調査委員会委員に就任しました
- 大段 徹次 弁護士が内閣府宇宙開発戦略推進事務局主催「S-Booster 2021」メンターに就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com